

園児児童生徒又は教職員に感染者が発生した場合、  
学校の臨時休業の判断について

園児児童生徒又は教職員の感染が判明

<園児児童生徒>

- ・当該園児児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・他の園児児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学 校>

姫路市教育委員会が、

- ・当該感染者の症状の有無
  - ・学校園内における活動の態様
  - ・接触者の多寡
  - ・地域による感染拡大の状況
  - ・感染経路の明否
- 等

**総合的に判断し、姫路市保健所と十分に相談**

感染した園児児童生徒及び濃厚接触者の出席停止のみ（学校保健安全法第 19 条）

学校園の全部または一部の臨時休業を実施（学校保健安全法第 20 条）

出席停止として扱う場合

- ① 園児児童生徒の感染が判明した場合（治癒するまで）
  - ② 園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合（感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間）
  - ③ 医療的ケアが必要または基礎疾患のある園児児童生徒の場合、主治医や学校医、医療的ケア指導医と相談の上、登校すべきでないと判断された場合
  - ④ 園児児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられ、自宅で休養するよう指導した場合
  - ⑤ 海外から帰国し、自宅待機を要請された場合
- ※ 出席停止の理由は、①は「新型コロナウイルス感染症」②～⑤は「新型コロナウイルス感染症疑い」とする